



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（水産課） 1

告 示

- 民有保安林の指定（森林緑地課） 6
- 沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示（水産課） 6
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 6

公 告

- 砂利採取業務主任者試験の実施（産業政策課） 6
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立浦添工業高等学校） 8
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立南部工業高等学校） 10

規 則

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第44号

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に定めるもののほか、この規則の定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付け、」を削り、「平成20年農林水産省令第48号）」の次に「並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（平成23年農林水産省告示第608号）」を加え、「定めるところにより、促進法」を「定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を、促進法」に、「規定する」を「掲げる」に、「行う者」を「行うもの」に、「認定中小企業者」という。）に対しては、」を「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた者であって同条第4項第3号に掲げる措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に対して」に改める。

第2条の見出しを「（沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付限度額及び償還期間等）」に改め、同条の表以外の部分を次のように改める。

知事の貸し付ける沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、次の表のとおりとする。

第2条の表経営等改善資金の項第1号の貸付けの内容の欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 サイドスラスターの設置費用

第2条の表経営等改善資金の項第1号貸付限度額の欄中「50万円」の次に「、サイドスラスターを設置する場合にあっては1台につき400万円」を加え、同号償還期間等の欄中「第13条第1項」の次に「又は六次産業化法第11条第1項」を加え、同項第2号貸付けの内容の欄を次のように改める。

- | |
|---------------------|
| 1 動力式つり機の設置費用 |
| 2 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 |
| 3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用 |
| 4 巻取りウインチの設置費用 |
| 5 放電式集魚灯の設置費用 |
| 6 漁業用クレーンの設置費用 |
| 7 漁獲物等処理装置の設置費用 |
| 8 海水冷却装置の設置費用 |
| 9 海水殺菌装置の設置費用 |
| 10 漁業用ソナーの設置費用 |
| 11 カラー魚群探知機の設置費用 |
| 12 潮流計の設置費用 |

第2条の表経営等改善資金の項第2号貸付限度額の欄中「1セットにつき80万円」を「1件につき500万円」に改め、「、漁業用ソナーを設置する場合にあっては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあっては1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合にあっては1台につき180万円」を削り、「70万円」を「500万円」に改め、「400万円」の次に「、漁獲物等処理装置を設置する場合にあっては1台につき500万円、海水冷却装置を設置する場合にあっては1台につき180万円、海水殺菌装置を設置する場合にあっては1台につき300万円、漁業用ソナーを設置する場合にあっては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあっては1台につき150万円、潮流計を設置する場合にあっては1台につき500万円」を加え、同号償還期間等の欄中「第13条第1項」の次に「又は六次産業化法第11条第1項」を加え、同項第3号貸付限度額の欄中「100万円」を「500万円」に改め、同号償還期間等の欄中「第13条第1項」の次に「又は六次産業化法第11条第1項」を加え、同項第4号償還期間等の欄中「第13条第1項」の次に「又は六次産業化法第11条第1項」を加え、同項第5号貸付けの内容の欄中「餌料」を「餌料」に改め、同号償還期間等の欄中「第13条第1項」の次に「又は六次産業化法第11条第1項」を加え、同項第6号償還期間等の欄中「第13条第1項」の次に「又は六次産業化法第11条第1項」を加え、同項第7号貸付けの内容の欄中「投餌」を「投餌」に、「自動給餌機」を「自動給餌機」に、「餌料成分分析機」を「餌料成分分析機」に改め、同号償還期間等の欄中「第13条第1項」の次に「又は六次産業化法第11条第1項」を加え、同項第8号貸付けの内容の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、同号貸付限度額の欄中「、すべり止め」及び「、船上トイレを設置する場合にあっては30万円」を削り、同号償還期間等の欄中「4まで」を「3まで」に、「、同欄5については3年以内」を削り、同項第9号貸付けの内容

の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、同欄に次の1号を加える。

5 小型漁船緊急支援連絡装置

第2条の表経営等改善資金の項第9号貸付限度額の欄中「膨張式救命いかだを購入する場合にあっては1台につき50万円、」及び「救命浮環、救命浮輪、信号紅炎」を削り、「65万円」の次に「小型漁船緊急支援連絡装置を購入する場合にあっては130万円」を加え、同号償還期間等の欄中「1から5まで」を「1及び2」に、「6及び7」を「3から5まで」に改め、同項第10号貸付けの内容の欄中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同号貸付限度額の欄中「甲板口のコーミング又は甲板口の閉鎖装置」を削り、同表生活改善資金の項第3号貸付けの内容の欄中「餌料費」を「餌料」に改め、同表青年漁業者等養成確保資金の項第3号貸付けの内容の欄中「餌料」を「餌料」に改める。

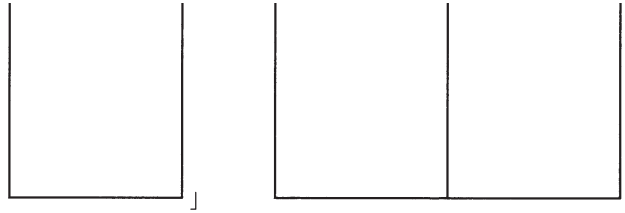
第3条中「一沿岸漁業従事者等」を「1沿岸漁業従事者等」に、「及び一認定中小企業者」を「1認定中小企業者及び1促進事業者」に改める。

第4条第1項中「沿岸漁業従事者」を「若しくは沿岸漁業従事者」に、「20人以下の者」を「20人以下であるもの」に、「又は認定中小企業者」を「認定中小企業者又は促進事業者」に改める。

第5条第3項中「沿岸漁業従事者」を「沿岸漁業従事者の組織する団体」に、「又は中小企業者の組織する団体」を「認定中小企業者の組織する団体又は促進事業者の組織する団体」に改める。

第6条第1項の表中

「 収支計画書の 名称及び様式	「 収支計画書の 名称及び様式	償還計画書の 名称及び様式
収支計画書 (第2号様式 の2)	収支計画書 (第2号様式 の2)	償還計画書 (第2号様式 の3) (新養殖技術 導入資金、資 源管理型漁業 推進資金及び 環境対応型養 殖業推進資金 の場合。)
収支計画書 (第2号様式 の2) (研修教育資 金、高度経営 技術習得資金 及び漁業経営 開始資金のう ち部門経営を 開始する場合 除く。)	を 収支計画書 (第2号様式 の2) (研修教育資 金、高度経営 技術習得資金 及び漁業経営 開始資金のう ち部門経営開 始資金を除 く。)	に、 償還計画書 (第2号様式 の3) (漁業経営開 始資金のうち 部門経営開始 資金を除く資 金の場合。)



備考 促進法第2条第2項第4号の農商工等連携事業にあつては、同法第4条第1項の農商工等連携事業計画の写しを添付するものとする。

を

備考 促進法第13条の特例の場合には促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画の写しを、六次産業化法第11条の特例の場合には六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画の写しを添付するものとする。

に改める。

第2号様式1（注）中「認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を加え、同様式2（注）1（例）中

「ラインホーラー }
 ネットホーラー } まき 捲揚速度 m/min
 補 機 関 ○用 ○KW（出力取出装置のみの場合にあつては、取出出力を○ KWとして記入すること。）」

「ラインホーラー }
 ネットホーラー } 巻き上げ速度 ○m/min
 漁獲物等処理装置 漁獲物等の水揚作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容
 補 機 関 ○用 ○KW（動力取出装置のみの場合にあつては、取出し出力を○KWとして記入すること。）」

「定 速 装 置 ○○用
 滑 り 止 め ○㎡ 滑り止め塗料塗布（使用量○ℓ）」を
 「定 速 装 置 ○○用」に、

「安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー ○製
 揚 錨 機 カバ ー ○製

救 命 胴 衣 膨張式
 救 命 浮 環 } を
 救 命 浮 輪 } （特記する必要はない。）
 信 号 紅 炎 } 」

「安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー ○製
 揚 錨 機 カバ ー ○製 に、

揚網機安全装置 船曳網用、底曳網用、○○用」

「漁獲物の横移動防止装置 魚そう長さ○m×幅○m×深さ○mを○個に仕切る。
 荷止板 ○製 長さ○m×幅○m×厚さ○cm×○枚
 隔壁 ○製 厚さ○cm○枚設置（防熱○材 厚さ○cm） を

魚溜め ○製 長さ○m×幅○m×深さ○m
 甲板口のコーミング ○製 長さ○m×幅○m×高さ○m（ビーム取替○本）×○個

甲板口の閉鎖装置 ○製 長さ○m×幅○m×厚さ○m×○個」

「漁獲物の横移動防止装置 魚そう長さ○m×幅○m×深さ○mを○個に仕切る。
 荷止板 ○製 長さ○m×幅○m×厚さ○cm×○枚 に改める。

隔壁 ○製 厚さ○cm○枚設置（防熱○材 厚さ○cm）
 魚溜め ○製 長さ○m×幅○m×深さ○m」

第2号様式の2中 「減価償却費
沿岸漁業改善資金償還金」 を 「減価償却費」 に、「C+D+E」

を「 $F = C + D + E$ 」に改め、同様式（注）中「認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の3（第6条関係）

償 還 計 画 書

（単位：千円）

		年度	年度	年度	年度
沿岸漁業改善資金償還金（G）					
償還 財源	漁業部門差引損益（C）				
	経常損益（F）				
漁業部門減価償却費（H）					
差引余裕金（ $F + H - G$ ）					
差引余裕金（ $C + H - G$ ）					

第3号様式1中「餌料」を「餌料」に改め、同様式1（注）1中「認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を加え、同様式1（注）2中「認定中小漁業者」を「認定中小企業者及び促進事業者」に改め、同様式2の表に次の注を加える。

（注） 収支計画書（第2号様式の2）及び償還計画書（第2号様式の3）を添付すること（申請者が認定中小企業者及び促進事業者である場合を除く）。

第3号様式の2の1（注）、2(1)ア（注）及び(2)ア（注）中「認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を加え、同様式2(3)ア(7)（注）及びイ(7)（注）中「申請者が認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を加え、「及び認定中小企業者」を「、認定中小企業者及び促進事業者」に改め、同様式3（注）中「写し」の次に「並びに収支計画書（第2号様式の2）及び償還計画書（第2号様式の3）」を加え、同様式3（注）に次のただし書きを加える。

ただし、申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

第3号様式の3の1（注）及び2(1)（注）中「認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を加え、同様式2(2)アの表中「投餌」を「投餌」に改め、同様式2(2)ア（注）及び(3)（注）中「認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を加え、同様式3（注）中「写し」の次に「並びに収支計画書（第2号様式の2）及び償還計画書（第2号様式の3）」を加え、同様式3（注）に次のただし書きを加える。

ただし、申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

第6号様式1中「餌料」を「餌料」に改め、同様式2(4)（注）を次のように改める。

（注） 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 収支計画書（第2号様式の2）及び償還計画書（第2号様式の3）を添付すること。

第6号様式の2の1中「餌料」を「餌料」に改め、同様式2(4)（注）を次のように改める。

（注） 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 収支計画書（第2号様式の2）及び償還計画書（第2号様式の3）を添付すること。

第6号様式の3及び第6号様式の4中「餌料」を「餌料」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成23年10月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定予定保安林の所在場所 うるま市勝連浜宜野湾229番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第491号

沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年10月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示

沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和55年沖縄県告示第47号）の一部を次のように改正する。

第1の表1の項中「及び沿岸漁業」を「、沿岸漁業」に、「並びに中小企業者」を「、中小企業者」に改め、「。以下「促進法」という。」を削り、「規定する」を「掲げる」に改め、「認定中小企業者」という。）の次に「及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた者であって同条第4項第3号に掲げる措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）」を加え、同表6の項中「及び認定中小企業者」を「、認定中小企業者及び促進事業者」に改める。

附 則

この告示は、平成23年10月11日から施行する。

沖縄県告示第492号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、読谷村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年10月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 読谷村字渡慶次
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年10月3日から平成24年3月9日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級基準点測量）

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成23年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成23年10月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 日時及び場所

(1) 日時 平成23年11月11日（金曜日）午前10時から正午まで

(2) 場所

ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室

イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古事務所内会議室

ウ 石垣市字真栄里438番地の1 沖縄県八重山事務所内会議室

2 受験手続 受験願書を平成23年10月3日（月曜日）から平成23年10月28日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）又は沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）に提出すること。受験願書を郵送により提出する場合は、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。

3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）、沖縄県宮古事務所総務課（電話番号0980-72-2551）又は沖縄県八重山事務所総務課（電話番号0980-82-3040）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年10月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 (1) 処分をした年月日 平成23年9月26日

(2) 商号名 有限会社プラン工業

(3) 代表者名 仲田一郎

(4) 所在地 宜野湾市野嵩二丁目27番9号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第9358号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月7日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

2 (1) 処分をした年月日 平成23年9月26日

(2) 商号名 株式会社謝花組

(3) 代表者名 謝花一

(4) 所在地 浦添市城間三丁目14番3号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-21）第2629号、沖縄県知事 許可（般-21）第2629号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月9日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

3 (1) 処分をした年月日 平成23年9月26日

(2) 商号名 株式会社大葉

(3) 代表者名 東恩納利幸

(4) 所在地 那覇市首里石嶺町4丁目125番地2

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第5710号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月9日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

4 (1) 処分をした年月日 平成23年9月26日

- (2) 商号名 有限会社運天組
(3) 代表者名 上運天景邑
(4) 所在地 国頭郡国頭村字辺土名2039番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第254号、沖縄県知事 許可(般-22)第254号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月13日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成23年9月26日
(2) 商号名 兼光建設株式会社
(3) 代表者名 兼島光夫
(4) 所在地 沖縄市字桃原340番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第10910号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成23年9月26日
(2) 商号名 安岡建設株式会社
(3) 代表者名 大村光昭
(4) 所在地 那覇市字真地165番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第5214号、沖縄県知事 許可(般-22)第5214号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月14日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成23年9月26日
(2) 商号名 有限会社宗幸建設
(3) 代表者名 濱比嘉宗徳
(4) 所在地 国頭郡宜野座村字宜野座381番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第8388号、沖縄県知事 許可(般-22)第8388号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月14日付けで、建設業法第12条に基づき鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成23年9月26日
(2) 商号名 株式会社城間土建
(3) 代表者名 城間朝榮
(4) 所在地 豊見城市字与根211番地の8
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第6433号、沖縄県知事 許可(般-22)第6433号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成23年10月11日

沖縄県立浦添工業高等学校長 島 村 均

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 シーケンス制御実習装置、ネットワーク構築実習装置及び自動設計製図装置 各1式
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入の期限 平成24年2月29日（水曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立浦添工業高等学校産振施設A棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成23年10月13日（木曜日）から同月27日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立浦添工業高等学校事務室 〒901-2111 沖縄県浦添市経塚一丁目1番1号 電話番号 098-879-5992
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成23年11月21日（月曜日）午前11時
 - (2) 場所 沖縄県立浦添工業高等学校小会議室
- 5 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成23年10月13日（木曜日）から同月27日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立浦添工業高等学校事務室
- 8 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県立浦添工業高等学校
 - (2) 所在地 〒901-2111 沖縄県浦添市経塚一丁目1番1号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時まで3(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 ア 期限 平成23年11月18日（金曜日）午後5時
 イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立浦添工業高等学校に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 ア 日時 平成23年10月21日（金曜日）午前11時
 イ 場所 沖縄県立浦添工業高等学校小会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 SUMMARY

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
 Sequential Control Training Device, Network Construction Training Device, And Computer Aided design for each 1-Set
- (2) TIME LIMIT OF DELIVERY
 February 29, 2012
- (3) BIDDING INFORMATIONAL MEETING
 11:00 a.m. October 21, 2011
- (4) DATE FOR BIDS
 11:00 a.m. November 21, 2011
- (5) POINT OF CONTACT
 Okinawa Prefectural Urasoe Technical Senior High School Office
 1-1-1 Kyouzuka Urasoe City, Okinawa, Japan, 901-2111
 Telephone 098-879-5992

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成23年10月11日

沖縄県立南部工業高等学校長 嘉手苺 良治

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 精密旋盤 10台、フライス盤 5台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部工業高等学校 沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛1338番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成23年9月15日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 沖縄県浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 契約金額 88,725,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

発行所
 沖縄県総務部
 総務私学課
 電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8